

事業者のみなさまへ

※事業者とは、堺市の区域内において事業活動を行う個人事業者、法人や団体などを指します。

自転車のまち“堺”

自転車を利用しやすいまちに！

『堺市自転車のまちづくり推進条例』を制定しました

平成26年10月1日施行

自転車は、環境にやさしく、心身の健康にもつながる身近な乗り物として利用する人が増える一方で、交通ルールやマナーを無視した自転車走行により、歩行者との事故が増加しています。また、自転車の盗難やひったくりなどの犯罪も多くなっています。

堺市では、交通ルールの遵守及びマナーの向上を図り、安全に、安心して、かつ、快適に自転車を利用することができるまちづくりを市民共通の願いとして進めるため、この条例を制定しました。

市、事業者及び市民等が協働し、自転車を有効に活用できるまちづくりに取り組みます。

事業者のみなさまにおかれましても自転車の安全利用にご理解いただき、事故及び犯罪の防止にご協力ください。



みんなでつくる自転車のまち“堺”

安全利用のポイント

事業所内での交通事故の予防、コンプライアンスの向上には事業所による取り組みがキーポイント！

条例のポイント

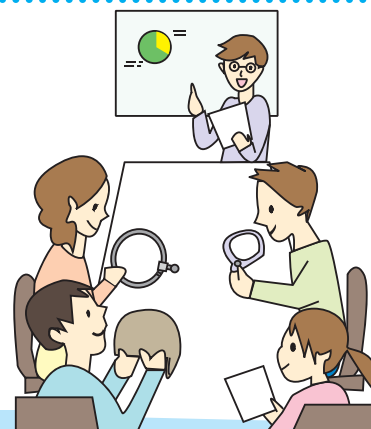
●自転車利用推進委員の設置と市が実施する講座の受講

≫従業員等の自転車の安全利用及び利用促進を図るため、市長が定める基準に基づき従業員等のうちから**自転車利用推進委員**を設置するよう努めなければなりません(第18条)。

≫自転車利用推進委員は、**市が実施する講座を受講**し、及び市の認定を受けた者でなければなりません(第18条第2項)。

自転車利用推進委員の役割・特色

- ・事業所の従業員等に自転車の安全利用に関する指導と事業所内における自転車利用の促進(第19条)
- ・市長に活動内容を報告(第19条第2項)
- ・自転車のまちづくりを推進するために有効と考えられる施策を市に提案することができます(第19条第3項)



●自転車利用推進委員が設置されている事業所を堺市で顕彰します。

安全利用のポイント

●万が一の事故に備え、自転車損害賠償保険などに加入

TSマーク付帯保険

自転車安全整備士がいる自転車安全整備店で点検整備を受けると貼付される TS マークに付帯する保険です。傷害保険と賠償責任保険が付帯しています。

青色TS
マーク



傷害
補償

賠償責任補償
1,000 万円
(限度額)

赤色TS
マーク



傷害
補償

賠償責任補償
5,000 万円
(限度額)

- 死亡もしくは重度後遺障害 (1～4級) 一律…30 万円
- 死亡もしくは重度後遺障害 (1～4級) 一律…100 万円
- 入院 (15 日以上) 一律…1 万円
- 入院 (15 日以上) 一律…10 万円
- 被害者見舞金 (入院 15 日以上) 一律…10 万円

※赤色 TS マーク付帯保険の補償内容は、平成 26 年 10 月 1 日以降に普通自転車点検整備を行い、赤色 TS マークを貼付したものにのみ適用されます。

その他保険

傷害保険、火災保険、自動車保険等の特約として契約することができる場合があります。また、コンビニエンスストアやインターネット等を利用して加入できる自転車向け保険もあります(詳しくは、保険会社、コンビニエンスストア等でご確認ください)。

●自転車の適正管理

仕事で使用する自転車や従業員が通勤で使用する自転車について、事業所内の適正な場所への駐輪や自転車利用時には、駐輪場等交通の支障とならない場所へ駐輪し、適正な管理を行ってください。



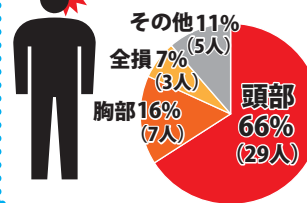
●自転車の日常点検や整備

自転車を日常的に点検するとともに、自転車小売業者等による定期的な点検を受けるよう努め、必要に応じた整備を行ってください。



●ヘルメット着用の促進

死亡事故の 6 割強が頭部損傷！



府内における自転車での死亡事故の 6 割強は、頭部の損傷によるものです。

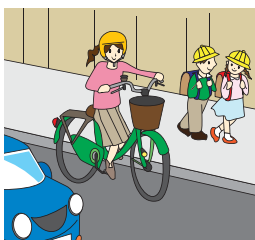
大阪府内の自転車乗車中 負傷部位別死者数 (H25年中)

●自動車運転者の遵守事項(自転車への安全配慮)

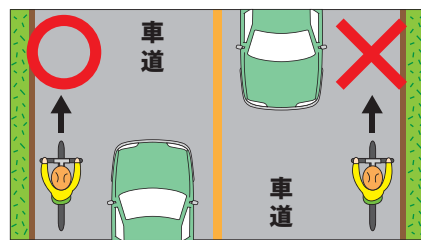
車道を通行する自転車の安全に十分配慮して自動車を運転してください。

自転車安全利用五則の普及・啓発にご協力ください

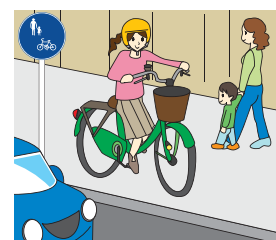
① 自転車は、車道が原則、歩道は例外



② 車道は左側を通行



③ 歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行



④ 安全ルールを守る

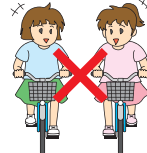
飲酒運転は
禁止



二人乗りは
禁止



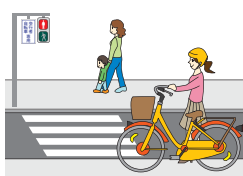
並進は
禁止



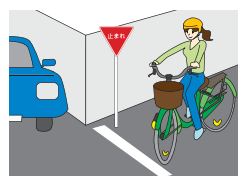
夜間はライトを点灯



信号を守る



交差点での一時停止と安全確認



⑤ 子どもはヘルメットを着用



堺市自転車のまちづくり推進条例では、年齢に関係なくヘルメット着用の努力義務を定めています。

条例については、堺市のホームページをご覧ください。

https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/gyousei/shishin/sangyo/bicycle/df_ina_7475ede.html

【編集発行】堺市建設局自転車まちづくり推進室 電話072-228-7636

堺市 自転車条例



平成26年9月発行